

警会 甲 達 第 1 3 号
令和 3 年 6 月 3 0 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

福井県警察本部葵分庁舎消防計画の制定について

みだしのことについては、別添のとおり「福井県警察本部葵分庁舎消防計画」を制定することとしたので、その効果的運用に努められたい。

また、各所属については、葵分庁舎来庁時における防火の協力について警察職員に徹底するとともに、執務の参考とされたい。

なお、福井県警察本部葵分庁舎消防計画の制定について(平成26年警会甲達第9号)は、廃止する。

別添

福井県警察本部葵分庁舎消防計画

第1 総則

1 目的

この計画は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に基づき、福井県警察本部葵分庁舎（以下「葵分庁舎」という。）の防火管理業務について必要な事項を定め、火災等の災害の予防及び人命安全確保並びに被害の拡大防止を図ることを目的とする。

2 消防計画の適用範囲

この計画は、葵分庁舎に勤務し、又は出入りする全ての者に適用するものとする。

3 管理権原者の責務

庁舎の管理権原者は本部長とし、次に掲げる責任を負うものとする。

- (1) 庁舎の防火管理業務について、全ての責任を持つものとする。
- (2) 管理又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権原を持つ者を防火管理者に選任し、防火管理業務を行わせなければならない。
- (3) 防火管理者が消防計画を変更する場合、必要な指示を与えなければならない。
- (4) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

4 防火管理者の権限と業務

防火管理者は、本部の会計課に在籍する警部以上の警察官（複数在籍する場合は、最上位者とする。）とし、この計画について一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火、通報及び避難訓練の計画とその実施
- (3) 建物等の自主検査及び消防用設備等の点検の実施とその指導監督
- (4) 火気の使用及び取扱いに関する指導監督
- (5) 収容人員の把握と安全管理
- (6) 管理権原者に対する助言及び報告
- (7) その他防火管理上必要な業務

5 消防機関への報告及び連絡

防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出（改正の都度）
- (2) 建築物及び諸設備の設置・変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 自衛消防隊訓練時における事前通報及び指導の要請
- (5) その他防火管理について必要な事項

第2 予防管理対策

1 予防管理組織

日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火気取締責任者を別表第1のとおり指定する。

2 火気取締責任者の業務

火気取締責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 火気使用設備、消防用設備等の維持管理
- (2) 地震時における火気使用設備器具の出火防止措置
- (3) 防火管理者の補佐

3 自主点検検査員の業務

建物、火気使用設備器具、消防用設備等の点検・検査を行う者として、自主点検検査責任者及び点検検査補助者を置き、自主点検検査責任者に県民サポート課被害者支援室長を、点検検査補助者に被害者支援担当課長補佐をもって充てる。

自主点検検査責任者は、6か月に1回、点検検査結果報告書(別記様式)に基づき、建物、火気使用設備器具、消防用設備等の点検・検査を実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。

なお、点検検査を委託している場合は、委託した業者の検査報告書をもって点検検査結果報告書に代えることができる。

4 点検検査結果の記録及び報告

防火管理者は、自主点検検査の結果を消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第31条の6に定める「防火対象物維持台帳」に記録するとともに、消防用設備等の点検結果については、3年に1回、福井市消防局中消防署長に報告しなければならない。

第3 火災予防措置

1 防火管理者への連絡事項

次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。
- (2) 各種火気使用設備器具を設置し、又は変更するとき。
- (3) 改装、模様替等を行うとき。
- (4) その他防火管理上必要な事項

2 職員等の遵守事項

庁舎に勤務する全ての者(以下「職員等」という。)は、日常勤務を通じて各種災害を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気の手扱いを慎重にし、火災の予防には万全の注意を払うこと。
- (2) 火気取締責任者又は最終帰宅者は、退庁に際し、火気及び危険物の後始末並びにその点検をし、安全を確認すること。
- (3) 庁舎内において、喫煙しないこと。
- (4) 出火を発見したときは、直ちに他の職員等の協力を求め、初期消火に当たるとともに、速やかに本部の会計課管財・庁舎管理係へ連絡すること。
- (5) 休日等又は夜間において、庁舎又はその周辺に火災が発生した旨の連絡を受けた場合やこれを知り得たときは、速やかに登庁し、本部の会計課管財・庁舎管理係の

指示に従って行動すること。

- (6) 防火管理者の実施する消防訓練等に積極的に参加するなど、防火に関する知識及び技術の習得に努めること。

3 火気使用時の遵守事項

火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、使用前・使用后、必ず点検を行い、安全を確認すること。
- (2) 工事を行う者は、火気管理について防火管理者の指示を受けること。

4 放火防止対策

放火を防止するため、職員等は、日常勤務を通じて次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かないこと。
- (2) 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行うこと。
- (3) 建物内外の整理・整頓を行うこと。
- (4) 火気取締責任者又は最終帰宅者による施錠と確認を行うこと。
- (5) その他通常勤務を通じ、放火防止対策に努めること。

第4 自衛消防活動対策

1 自衛消防の組織と任務分担

火災、地震その他の災害が発生したとき、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成する。この組織及び分担については、別表第2のとおりとする。

2 避難経路図等

自衛消防隊長は、人命安全を確保するため消防用設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図(別添)を、職員等に周知徹底しなければならない。

第5 震災対策

1 震災予防措置

防火管理者は、地震時の災害を予防するため、第2に基づく各設備器具の点検・検査に合わせて、次の事項を行うこと。

- (1) 建築物に付随する看板、各種機器、照明器具等の落下防止措置
- (2) 火器使用設備器具等の耐震安全装置の作動確認
- (3) 火器使用設備器具の周囲に転倒し、又は落下するおそれのある物品の除去

2 地震後の安全確認

火気取締責任者は、地震後、建物、火気使用設備器具等の点検・検査を行い、その結果を防火管理者に報告し、その安全を確認した後、使用を開始すること。

3 震災に備えての準備品

職員等は震災に備え、重要書類等を常に持ち出せるよう準備しておくこと。

4 地震時の活動

地震時の活動は、第4によるほか、次の措置を行う。

- (1) 火災が発生した場合は、可能な限り消火を行う。
- (2) 防火管理者は、関係防災機関(消防署・市役所)からの情報を積極的に収集する。
- (3) 広域避難場所にあつては県庁前広場とし、集結場所にあつては葵分庁舎正面駐車場とする。

- (4) 広域避難場所への避難開始は、防災機関の避難命令又は自衛消防隊長の指示により行う。

第6 防災教育及び訓練

1 防災教育の実施時期及びその内容

防火管理者は、次により防災教育を行うものとする。

実施月	内 容
別途通知	(1) 消防計画の周知徹底 (2) 火災予防等の遵守事項 (3) 各自の任務及び責任の周知徹底 (4) 震災対策 (5) その他火災予防上必要な事項

2 訓練の実施時期及びその内容

防火管理者は、次により訓練を実施するものとする。

訓練種別	実施月日	訓 練 内 容	
総合訓練	別途通知	<ul style="list-style-type: none"> 消火、通報及び避難誘導の訓練を連携して実施し、必要な場合は消防機関への指導を要請する。 	
部分訓練	消火訓練	別途通知	<ul style="list-style-type: none"> 消火器具の取扱要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う。
	通報訓練		<ul style="list-style-type: none"> 消防機関への通報要領及び火災発生時の連絡体制の習熟を図る。
	避難訓練		<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導要領及び避難器具の設定要領の習熟を図る。

3 訓練の実施報告

防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は、福井市火災予防条例（平成18年福井市条例第9号）に基づき、福井市消防局中消防署に報告するものとする。

別表第 1

火災予防管理組織

防 火 管 理 者	担 当 区 域	火 気 取 締 責 任 者
本部の会計課に在籍する警部以上の警察官 (複数在籍する場合は、最上位者とする。)	建 物 等	県民サポート課 被害者支援担当課長補佐
	火気使用設備器具	
	消 火 器	
	非 常 警 報 設 備	
	避 難 器 具	
	誘 導 標 識	

別表第 2

自衛消防隊編成表

係 別	任 務 内 容	分 担
隊 長	<ul style="list-style-type: none"> 自衛消防隊の各係員に対し、指揮・命令を行うとともに、消防隊と密接な連携を取る。 避難状況の把握を行う。 	被害者支援 担当課長補佐
指 揮 係	<ul style="list-style-type: none"> 隊長を補佐し指示、命令の伝達に当たる。 	被害者支援係長
通 報 連 絡 係	<ul style="list-style-type: none"> 消防機関に対する通報及び確認を行う。 出火の報知及び消防隊への情報の提供に当たる。 	職員等 1 名
消 火 係	<ul style="list-style-type: none"> 消火器具を用い消火作業に当たる。 	職員等 1 名
避 難 誘 導 係	<ul style="list-style-type: none"> 非常口等を開放し避難誘導に当たる。 	職員等 1 名

以下、様式等は省略